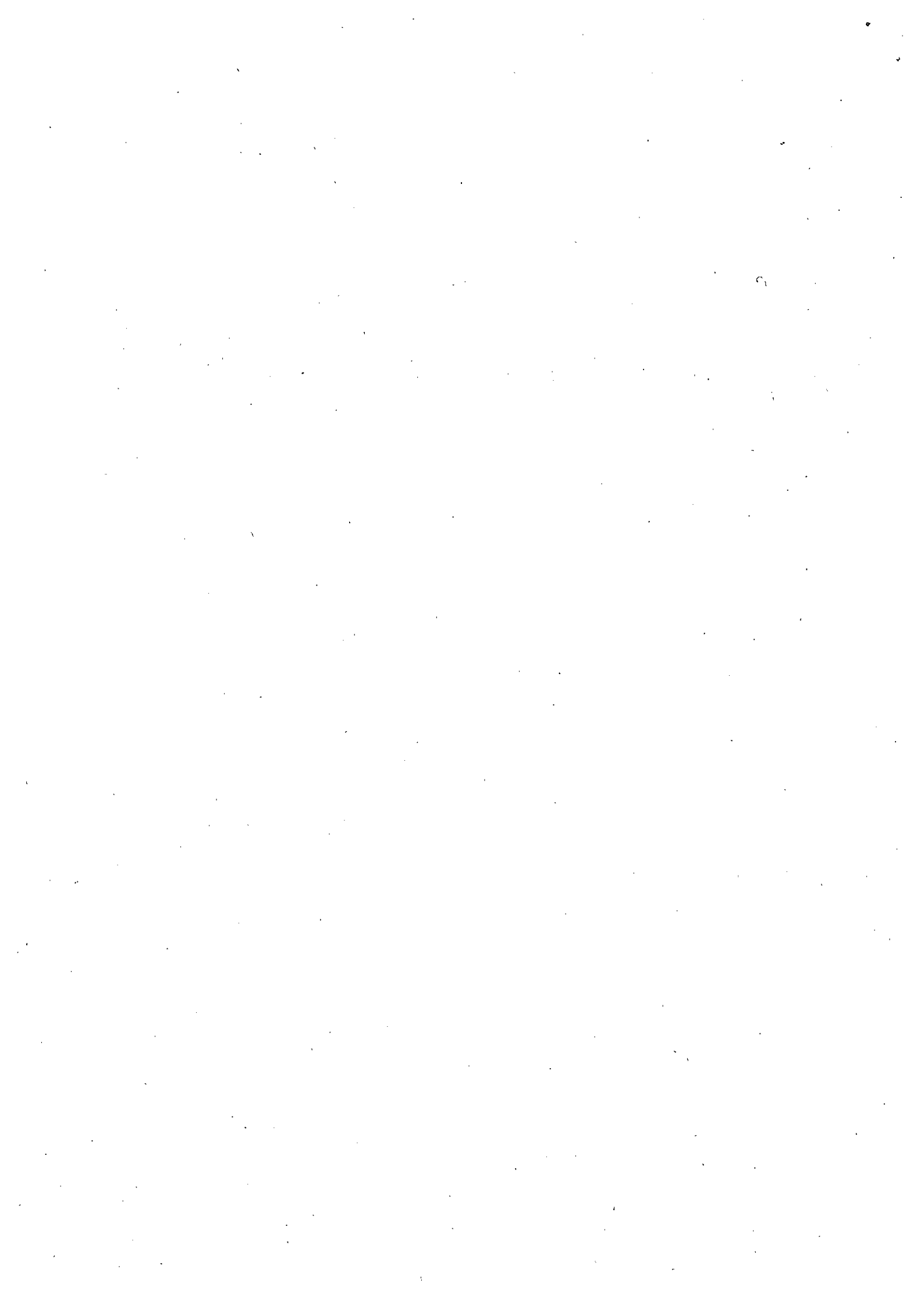


第28号議案 長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 主な改正内容	1
2 都道府県単位化後の財政運営	2
3 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表	3～5



1 主な改正内容

(1) 地方税法の一部改正に伴う関係条文の整理

ア 根拠法令 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）

イ 法改正の概要

平成 27 年 5 月に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度から国民健康保険都道府県単位化が施行され、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなる。

この制度改革においては、国保財政の仕組みが、市町村のみの収支完結から都道府県と市町村が連動した収支完結へ変更となり、市町村は都道府県が提示した国保事業費納付金を納めるとともに、請求された保険給付費の全額を都道府県から交付を受けて支払うこととなる。

また、保険税率等の算定については、これまで各市町村において当該年度の保険給付費から国・県支出金等の収入を控除した後、必要となる保険税を確保するための保険税率等を算定していたが、制度改革後は保険税率等の算定基礎が国保事業費納付金となり、その財源として必要となる保険税を確保するための保険税率等を算定することとなる。

ウ 条例改正の内容

法改正により、保険税を国保事業費納付金の納付に要する費用等に充てることと見直されることに伴い、関係条文の整理を行うもの。

エ 施行日等 平成 30 年 4 月 1 日。平成 30 年度以後の保険税から適用する。

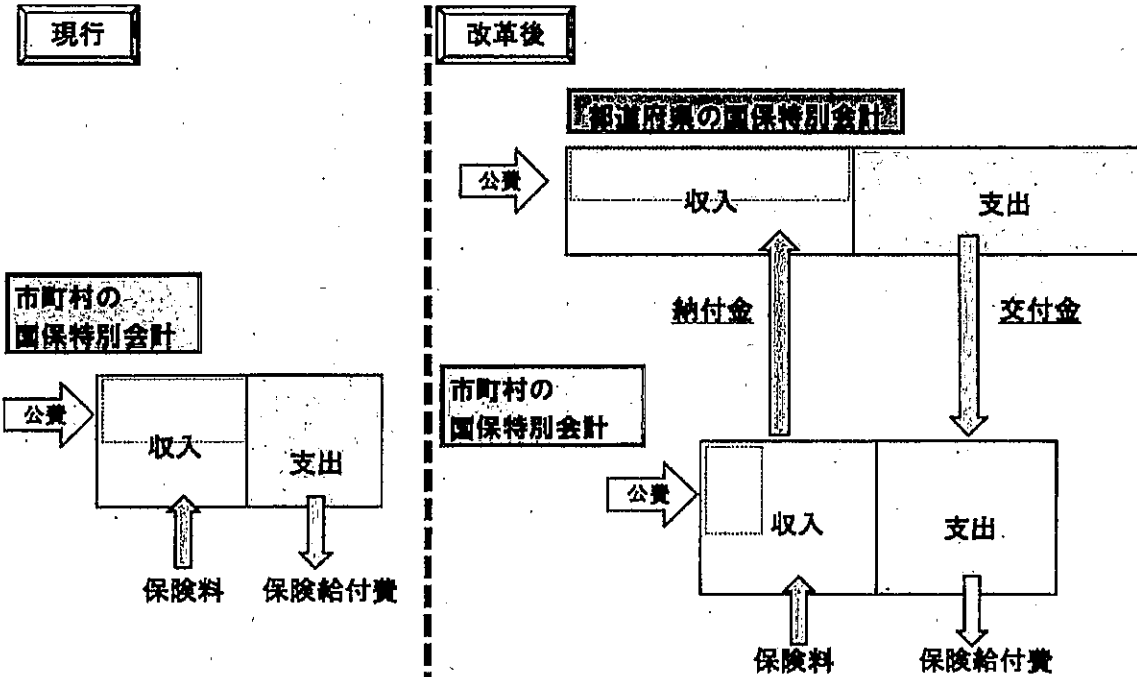
2 都道府県単位化後の財政運営
 (1) 制度改革の概要について

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

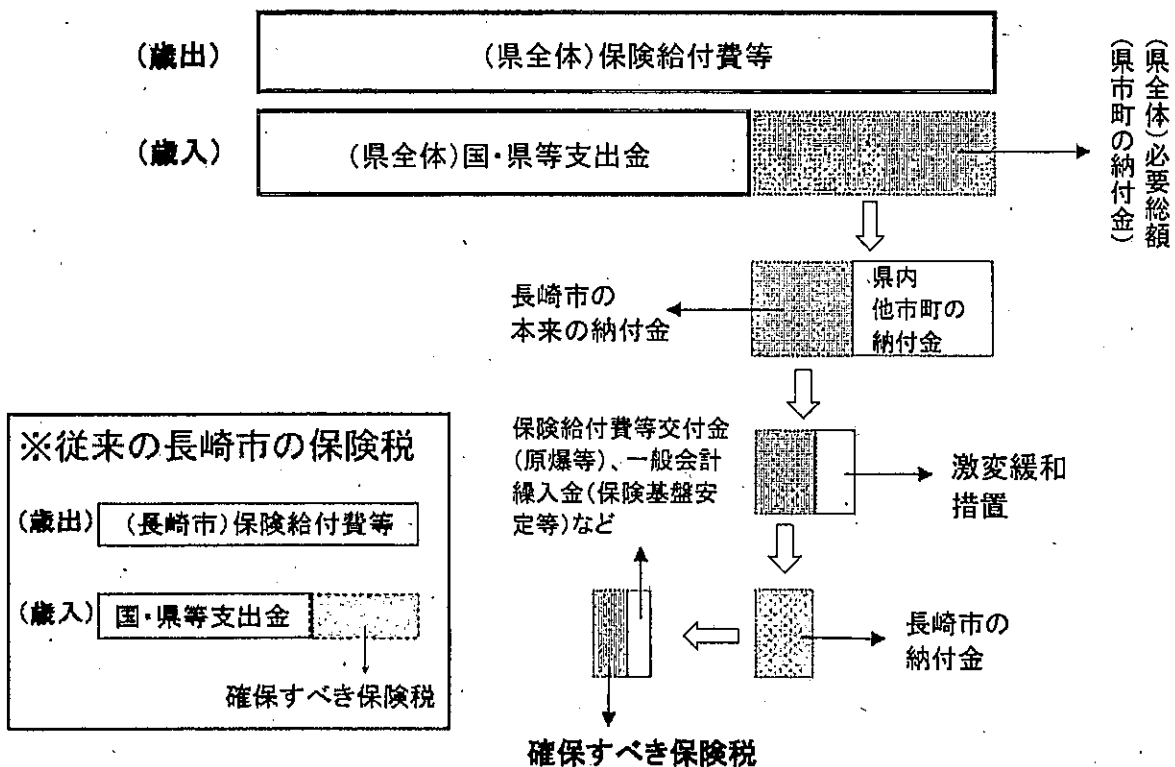
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



◆ 新制度における長崎市の納付金及び保険税の算定方法



3 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第4条 (略) (課税額)</p> <p>第5条 保険税の納税義務者に対する課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)</u>に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した<u>介護納付金課税額(保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</u></p>	<p>○長崎市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年10月1日 条例第23号</p> <p>第1条～第4条 (略) (課税額)</p> <p>第5条 保険税の納税義務者に対する課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険事業特別会計(長崎市特別会計条例(昭和39年長崎市条例第9号)第1条第2号に掲げる国民健康保険事業特別会計をいう。))において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、長崎県の国民健康保険に関する特別会計(以下「長崎県国民健康保険特別会計」という。))において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)</u>に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長崎県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる</u></p>

2 前項の基礎課税額は、世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

第6条～第7条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第8条 第5条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区

部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長崎県国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(第2条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

第6条～第7条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第8条 第5条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第11条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第11条及び第28条において同じ。)以外の世帯 1万8,400円

(2) (略)

(3) (略)

第9条～第31条 (略)

分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第11条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第11条及び第28条において同じ。)以外の世帯 1万8,400円

(2) (略)

(3) (略)

第9条～第31条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。